

消防用設備等保守点検作業仕様書

本仕様書は、大和郡山市の管理する施設の消防用設備等の機能を良好に維持するため必要な事項を定めるものとする。

1. 目的

この業務の遂行にあたっては、関係法令及びこの仕様書の各条項を忠実に守り、日々の防火管理に支障をきたさないように配慮するとともに、当該設備が常に正常な状態で使用できるように最新の注意をもって業務にあたらなければならない。

2. 業務期間 契約日から令和 8 年 3 月 31 日まで

3. 業務場所および点検時期

施設名	住所	延床面積	点検時期	
			機器点検	総合点検 負荷運転点検
① 大和郡山市庁舎 (庁舎棟・倉庫棟・交流棟)	大和郡山市北郡山町 248-4	13,168.75 m ²	8 月	2 月
② 大和郡山市立コミュニティ会館	大和郡山市観音寺町 170-1	628.50 m ²	8 月	2 月

※点検日・時間については必ず、施設担当者(総務課管財係)と協議の上実施すること。

①について点検日は閉庁日（土日祝）で行うこと。ただし、サーバー室は担当部署職員の立会が必要であるため開庁日（平日）に行うこと。

②について点検日は平日に行うこと。ただし、施設利用者との調整が必要であるため、日程及び点検時間を調整のうえ、行うこと。

4. 点検者

本業務に従事する者は、消防設備士や消防設備点検資格者の資格を有する者とする。また、必要に応じて自家用発電設備専門技術者や電気主任技術者等を従事させること。

5. 点検内容

消防用設備等の点検は消防法第 17 条の 3 の 3 の規定に基づき、「消防用設備等の点検の基準及び消防用設備等点検結果報告書に添付する点検票の様式」及び「消防用設備等の種類及び点検内容に応じて行う点検の期間、点検の方法並びに点検の結果についての様式」に定め

るところにより適正に行うこと。

(1) 点検種別とその内容

点検種別	点検内容	点検周期
機器点検	消防用設備等の機器の機能について外観から又は簡易な操作により判別できる事項を基準に従い確認する。	6ヶ月に1回
総合点検	消防用設備等の全部もしくは一部を作動させ、または当該消防用設備等を使用することにより、当該消防用設備等の総合的な機能を基準に従い確認する。	年1回
自家発電設備の 負荷運転点検	自家発電設備に負荷運転を実施し、漏油・異臭・不規則音・異常振動・発熱等がなく運転が正常であることを確認する。	年1回

(2) 対象設備

別添、消防用設備等点検一覧表に記載のとおり。

6. 報告書の作成

点検結果については、消防法の規定により定められた書式に基づいて施設ごとに報告書を作成し、大和郡山市に提出すること。

7. 支払い方法

- ①業務完了後年1回払いとすること。
- ②大和郡山市は適正な請求書を受領後、30日以内に支払うものとする。

8. その他特記事項

- ①受託者は、従事者に対して使用者として法律に規定されているすべての業務と責任を負わねばならない。
- ②この業務の遂行のために使用する工具及び機器については受託者の負担とし、作業に必要な電気、水等は大和郡山市の負担とする。
- ③点検の結果、消防設備に修理、部品の交換、消火器の薬品の補充に要する費用は、大和郡山市の負担とする。
- ④受託者が必要な場合は、市庁舎内の消防用設備配置図面の提供をおこなう。
- ⑤受託者は、業務上知り得た委託者及び第三者の秘密を他に漏らしてはならない。このことは、本件契約の解除および完了後においても同様とする。